

[17] 県知事の同意

法 律 第33条第6項

6 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）以外の市町村は、前三項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

前述のとおり、開発許可権限の全てを有していない市町村において法第33条第5項又は第6項に基づく条例を制定する場合には、知事との協議及び同意が必要です。